

富士通製ソフトウェアの使用に関するライセンス条項

2020年4月1日

第1条（ライセンス条項の適用）

本条項は、本サービスにおいて契約者が当社製ソフトウェア（以下「対象ソフトウェア」という）を使用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。

第2条（定義）

「対象ソフトウェア」は、以下のとおりとする。

- (1) 富士通製ソフトウェア提供サービスにて提供される当社製ソフトウェア
- (2) ソフトウェア カフェテリアサービスにて提供される当社製ソフトウェア

第3条（対象ソフトウェアの使用権）

1. 本条項により契約者に許諾される使用権は、本サービスの利用期間中、対象ソフトウェアを、本サービスにより提供される仮想サーバ上で使用することができる権利とします。なお、当社が契約者に対象ソフトウェアの使用権を許諾したことにより、当該対象ソフトウェアに関する著作権、産業財産権（以下総称して「知的財産権」という）が移転することはないものとします。
2. 対象ソフトウェアにクライアント（ネットワークで接続されたクライアント・サーバシステムのうちのクライアントシステムをいい、以下同じとします）用のソフトウェアが含まれる場合、契約者は、当該クライアント用のソフトウェアを、日本国内において、仮想サーバに接続する目的でのみ複数のクライアントにインストールして使用することができます。ただし、別紙1に定める対象ソフトウェアに関して、契約者は、クライアント用のライセンスを別途購入するものとします。なお、契約者が仮想サーバを消去したときには、契約者は、インストールしたクライアント用ソフトウェアを削除するものとします。契約者が、本サービスを使用してエンドユーザである第三者にサービスを提供する場合は、第三者のクライアントにインストールしたクライアント用ソフトウェアは、契約者の責任において削除させるものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用して契約者が実施するサービス（以下「契約者サービス」という）を第三者に対して提供する場合、契約者サービスを利用する第三者に対して、本条項で契約者が負う義務と同等の義務を課すものとし、契約者サービスを利用する第三者が当該義務に違反することにより当社に発生した損害については、契約者が当社に対して責任を負うものとします。
4. 契約者は、契約者サービスを利用する第三者向けに当該契約者サービスに関するマニュアル、パンフレット、カタログ、説明資料（以下「マニュアル等」という）を作成する際に、対象ソフトウェアに関するマニュアル等をそのまま利用し、または一部改変して利用することを希望する場合は、当社の書面による事前の承諾を得るものとします。
5. 対象ソフトウェアの格納された記録媒体は、契約者に提供されないものとします。

第4条（禁止事項）

契約者は、対象ソフトウェアの使用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 対象ソフトウェアまたはその機能を単独で第三者に提供する行為。
- (2) 対象ソフトウェアおよびその使用権を第三者に譲渡、貸与し、使用させ、再使用権を許諾し、あるいは担保の目的に供する行為。ただし、前条第2項の場合を除く。
- (3) 対象ソフトウェアに逆コンパイル、逆アセンブルを伴うリバースエンジニアリングなどを行う行為。ただし、対象ソフトウェアの内、以下のプログラムを除く。

[GPLv2.1 プログラム]

コンポーネント名: Reliant Monitor Services (RMS)

パッケージ名: SMAWRrms

動作環境(OS): Red Hat Enterprise Linux 6、Red Hat Enterprise Linux 7

- (4) 対象ソフトウェアを複製（仮想サーバから他のコンピュータ・仮想サーバに移動する行為を含む）・翻案・公衆送信（送信可能化を含む）する行為。ただし、前条第2項の場合を除く。
- (5) 対象ソフトウェアを改変する行為。

第5条（対象ソフトウェアに関する責任）

1. 当社は、仮想サーバにインストール済みの対象ソフトウェアと、当社が保有する対象ソフトウェアの原本に不一致のあるときには、当該不一致を修正するものとします。
2. 当社が対象ソフトウェアについて負う責任は、前項に定めるもののほか、ソフトウェアサポート仕様書に定めるとおりとします。

第6条（第三者の権利侵害）

1. 対象ソフトウェアおよびマニュアル等（以下総称して「対象ソフトウェア等」という）の全部または一部につき、契約者が当該対象ソフトウェア等を使用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するものであるとして契約者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という）がなされ、契約者より当社へ処理の要請があった場合、当社は契約者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、当社は、当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとします。なお、この場合契約者は、当該第三者との紛争を当社が処理するために必要な権限を委任するとともに、必要な協力を当社に行うものとします。
2. 前項において対象ソフトウェア等の全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、当社は当社の判断により、次の各号のいずれかの措置をとるものとします。
 - (1) 当該対象ソフトウェア等を侵害のないものに改変すること
 - (2) 契約者が当該対象ソフトウェア等を自ら使用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること
 - (3) 上記各号の措置がとれなかった場合、契約者が当該対象ソフトウェア等を使用できなくなることにより被る損害について、契約者および当社によるその損害額等についての協議のうえ、当該紛争の対象となった対象ソフトウェア等に関する以下のいずれかの金額を限度として、契約者に対し損害賠償すること。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
 - ア. 損害の生じた料金月の前料金月から起算して、過去 12 か月間の対象ソフトウェアにかかる利用料金総額に相当する金額
 - イ. 損害の生じた月の前月から起算して、本サービスの利用期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間における対象ソフトウェアにかかる利用料金の 1 か月の平均額に 12 を乗じた金額
3. 第1項にかかわらず、対象ソフトウェア等と他の機器を組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となる場合、または、契約者の当社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等当該紛争が当社の責に帰すことができない事由により生じたものである場合、当社は前各項の義務を負担しないものとします。また、対象ソフトウェア等が当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、契約者または当社が当該紛争に対応するために要した費用については、契約者当社折半して負担するものとします。契約者が当社に通知することなく紛争対応した場合に要した費用については、契約者が負担するものとします。

第7条（追加条件）

契約者は、別紙2に定める各対象ソフトウェアについては、前各条に定める条件に加えて、別紙2に記載される追加条件を遵守するものとします。なお、前各条に定める条件と当該追加条件に齟齬がある場合、当該追加条件が優先するものとします。

以上

別紙1 クライアントライセンスの別途購入が必要な対象ソフトウェア

対象ソフトウェアの内、以下の製品のクライアント用ソフトウェアをご使用になる場合は、別途クライアントライセンス製品をご購入ください。

- Systemwalker Centric Manager

別紙2 追加条件

(1) Interstage Application Server

① Java 監視機能の使用について

対象ソフトウェアに含まれる Java 監視機能については、契約者は、日本国内において複数のコンピュータにインストールして使用することができます。

② スマート端末向けアプリケーション開発フレームワークの使用について

対象ソフトウェアに含まれるスマート端末向けアプリケーション開発フレームワークについては、本対象ソフトウェア上で動作するアプリケーションの開発向けに、契約者は、日本国内において、本機能を複数のコンピュータにインストールして使用することができます。

(2) Systemwalker Centric Manager

Systemwalker Centric Manager の運用管理サーバ機能に含まれるインストールレス型エージェントを利用すると、管理対象とする仮想サーバ（以下「業務サーバ」という）に Systemwalker Centric Manager の Agent 用プログラムをインストールすることなく、業務サーバを監視できるようになります。インストールレス型エージェントを使用する場合、業務サーバに搭載されている CPU 数に応じて、以下のいずれかのライセンスをご購入いただく必要があります。

- Systemwalker Centric Manager Enterprise Edition プロセッサライセンス（エージェント用）
- Systemwalker Centric Manager Standard Edition プロセッサライセンス（エージェント用）

(3) Systemwalker Operation Manager

Systemwalker Operation Manager のサーバ機能に含まれるインストールレス型ジョブ実行制御を利用すると、管理対象とする仮想サーバに対象ソフトウェアをインストールすることなく、管理対象仮想サーバのジョブを実行することができます。インストールレス型ジョブ実行制御を利用する場合、管理対象コンピュータに搭載されている CPU 数に応じて、以下のライセンスをご購入いただく必要があります。

- Systemwalker Operation Manager プロセッサライセンス（リモートマシン用）

(4) Systemwalker Service Quality Coordinator

Systemwalker Service Quality Coordinator のインストールレス型エージェントを使用すると、監視対象とする仮想サーバ（以下「業務サーバ」という）に Systemwalker Service Quality Coordinator の Agent 用プログラムをインストールすることなく、業務サーバを監視できるようになります。インストールレス型エージェントを使用する場合、業務サーバに搭載されている CPU 数に応じて、以下のライセンスをご購入いただく必要があります。

- ① 当社が指定する仮想化ソフトウェアにより設定される、業務サーバ上の仮想ホストを監視する場合、以下のいずれかのライセンスをご購入いただく必要があります。
 - Systemwalker Service Quality Coordinator プロセッサライセンス（Agent for Virtual Environment 用）
 - Systemwalker Service Quality Coordinator プロセッサライセンス（Agent for Server 用）
- ② ①以外の場合
 - Systemwalker Service Quality Coordinator プロセッサライセンス（Agent for Server 用）

以上

附則（2016年7月29日）

本ライセンス条項は、2016年7月29日から適用されます。

附則（2017年6月16日）

本ライセンス条項は、2017年6月16日から適用されます。

附則（2020年4月1日）

本ライセンス条項は、2020年4月1日から適用されます。